

選挙  
特集号

# 広報 かりぶと

選挙管理事務は期間中  
毎日午前8時30分から  
午後5時まで行なつて  
おります。  
専用電話は  
役場105番です

## 衆議院議員総選挙 投票日

### 11月21日

午前7時から午後8時まで

## 最高裁判所 国民審査

## 裁判官

### 衆議院議員総選挙

#### に関する臨時特例法 が公示される

このたびの衆議院議員総選挙にあつて、臨時特例法が新しく公布され、これにより次の要点が改正されましたので、ご承知下さるようお願いいたします。

- ① 投票時間の延長  
午前七時から午後八時までとなりました。
- ② 連呼行為ができるようになった。  
午前九時から午後五時までの間。
- ③ ポスター掲示の制限  
ポスターは、公営のポスター掲示場以外の場所に貼布することは一切できないことになりました。
- ④ 新聞広告が五回となり  
新しくテレビによる経歴放送三回が放送されることになりました。
- ⑤ この外、街頭演説、個人演説会における文書、図画の制限などがあります。

#### ポスター掲示場

このたびの総選挙は、臨時特例法によつて、立候補者のポスターは、ポスター掲示場以外には貼ることができません。従つて町内三十二ヶ所にポスター掲示場を設置いたしましたので御承知願ひたいと存じます。

なお、このポスターには子供さんなどが、イタズラや破損したりしないよう充分注意しておいて下さるようお願いいたします。

#### 立会演説会が 開かれます

衆議院選挙各立候補者による立会演説会が、次の要領で本町においても開かれることになっておりますので、当日は多数の方が参集されるよう願ひます。

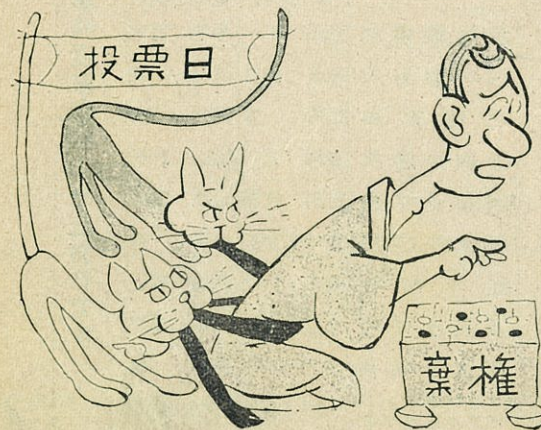
●期日 十一月六日

午後七時より  
午後九時半まで

●会場 町議会議事堂

※立会演説会周知用ポスターが町内各所に貼布されますから、ご覧下さい。

※各候補者の政見を聴くうえに良い機会と存じております



### 補充選挙人名簿の

### 申請ができます

選挙にあつて、貴重な一票を行使するには、まづ選挙権があつて選挙人名簿に登録されていなければ、投票することはできません。従つて、選挙権はあるが、選挙人名簿に登録されていない人は、次によつて登録申請をして下さるよう願います。

#### ●申請できる人

昭和十八年十一月二日までに生まれ、昭和三十八年八月一日までに本町に住所を有し、ひきつづき居住している

#### 方

#### ●申請期間

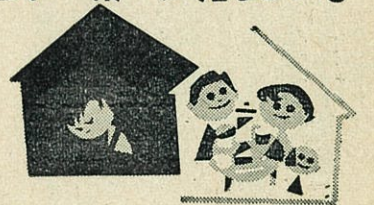
昭和三十八年十一月二日から十一月八日まで

該当される方は、町選挙管理委員会に申請されるようになります。

### 不在者投票が

できる

この一票が政治をきめる



### 衆議院議員不在者投票は

十月三十一日から

十一月二十日まで

### 最高裁国民審査不在者投票は

十一月十一日から

十一月二十日まで

### 不在者投票ができる人は……

- ① 狩太町外で職務または業務に従事である場合
  - ② 狩太町外へ旅行したり、滞在中である場合（ただし物見遊山の場合を除く）
  - ③ 疾病、負傷、妊娠、不具、産じよく等で投票に行くことができないと予想される場合
- 右のいずれかに該当する方は、期日内に選挙管理委員会へ来て不在者投票をされるようお願いいたします。

### 連呼行為ができる

従来の選挙で禁止されてきました連呼行為は、このたびの総選挙にあつては、車上よりすることができるようになりました。但し午前九時より午後五時の間に限り連呼ができます。

## 投票時間は

次のとおり延長されました。

11月21日

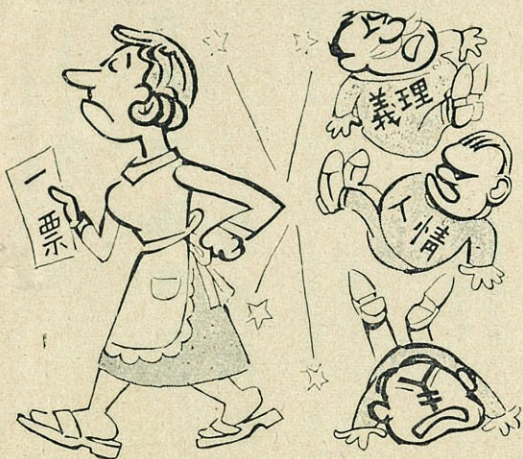
午前7時から午後8時まで

## 投票用紙は

衆議は……黒刷り

最高裁は……赤刷り

よくききよく選べ



投票事務従事者は次のとおりです

投票区名	場 所	投票管理	同 左 職務代理者
第1	議会 議事堂	青山 正一	菊地 哲夫
2	元町 集会所	須貝 勇吉	沼田 三美
3	北 電 合 宿	飯原 富	福井 正男
4	近 藤 小 学 校	吉村 国正	横山 利雄
5	宮 田 小 学 校	吉田 俊郎	日置 義雄
6	福 井 小 学 校	三ツ本 栄造	中村 豊
7	桂 中 学 校	高木 清	森脇 春己
8	曾 我 小 学 校	今立 徳雄	田中 清次
9	藤 山 小 学 校	春日井 亨	高田 実
10	ニセコグランド ホテルヒュッテ	一戸 義雄	吉村 民司